

議第38号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例

京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2 体育館の項から第3 会議室及び第4 会議室の項までを次のように改める。

体育館	全面利用	アマチ ュアス ポーツ	入場料 を徴収 しない 場合	A	29,330	A	22,000	29,330	22,000	C	53,420	C	40,850	E	112,080	E	84,850
				F	99,510	F	75,420										
			B	18,850	B	14,660	D	40,850	D	31,420	G	101,600	G	77,510			
			H	89,030	H	68,080											
		入場料 を徴収 する場合	A	94,280	A	72,280	94,280	72,280	C	169,710	C	133,040	E	358,270	E	277,600	
			F	318,460	F	246,170											
			B	64,950	B	50,280			D	129,900	D	101,610	G	328,940	G	255,600	
			H	289,130	H	224,170											
	その他	入場料 を徴収 しない 場合	A	314,280	A	240,950	314,280	240,950	C	569,900	C	443,140	E	1,198,460	E	925,040	
			F	1,063,320	F	820,280											
			B	216,850	B	168,660			D	434,760	D	338,380	G	1,101,030	G	852,750	
			H	965,890	H	747,990											
		入場料 を徴収 する場合	A	418,000	A	338,380	418,000	338,380	C	798,280	C	621,230	E	1,634,280	E	1,297,990	
			F	1,444,660	F	1,150,280											
B			303,800	B	240,950	D			608,660	D	473,520	G	1,520,080	G	1,200,560		
H			1,330,460	H	1,052,850												
半面利用 (1時間につ き)				3,660	830	3,660	830	5,230	2,090								

野球場 (1面1時間につき)							3,450	2,090
野球場兼運動場 (1面1時間につき)							2,720	1,040
洋弓場	全 面 利 用	5,230	4,080	7,640	5,860		12,870	9,940
	部分利用 (1人1時間につき)	200	150	200	150			
ゲートボール場 (1面1時間につき)		520						
クリケットゴルフ場 (1面1時間につき)		520						
トレーニングルーム (1人1回につき)		310						
談話室 (1人1回につき)		310						
第1会議室及び第2会議室	体育館等と併用する場合	1,360		1,360		2,610		5,330
	その他	2,610		3,980		5,440		12,030
第3会議室及び第4会議室	体育館等と併用する場合	730		730		1,360		2,820
	その他	1,360		2,090		2,610		6,060

別表第3 備考以外の部分中

8,220	6,170	12,340	9,250
26,740	21,600	39,080	30,850
92,570	70,970	132,680	102,850
125,480	100,800	186,170	145,020
2,260	1,740		
510		820	
1,020		1,540	
200		410	
510		820	

を

8,380	6,280	12,570	9,420
27,230	22,000	39,800	31,420
94,280	72,280	135,140	104,760
127,800	102,660	189,610	147,710
2,300	1,780		
520		830	
1,040		1,570	
200		410	
520		830	

に改める。

別表第4売店，食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,020」を「1,040」に改め，同表立ち売り又は行商の項中「2,260」を「2,300」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市横大路運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は，この条例の施行の日以後の利用に係る料金につ

いて適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。